

平成31年度
国家公務員における「ゆう活（夏の生活スタイル変革）」実施方針

平成31年4月
内閣官房内閣人事局

1 趣旨

我が国の長時間労働を打破し、働き方を含めた生活スタイルを変革する国民運動を政府を挙げて展開する。

このため、国家公務員については、率先して取組を進めることとし、実施に当たって、以下の3点を重視する。

- ① 職員がフレックスタイム制等の活用により退庁時間を早め、一日の時間を有効に使うことで、ワークライフバランスを実現すること
- ② 業務の無駄を徹底的に排除し、業務を効率化すること
- ③ 職員の士気の向上も通じて、国民への行政サービスの維持・向上を徹底すること

2 実施時期

7月及び8月（ワークライフバランス推進強化月間に実施）

なお、各府省等の判断において、6月や9月以降も実施可とする。

3 実施対象機関・職員

○実施対象機関

原則として全ての府省等（地方機関等を含む）

○対象職員

各府省等において、業務の特性や職員・組織の状況も考慮しつつ、一部期間の実施も含め、できる限り多くの職員が実施できるよう努める。

具体的な対象職員の範囲は各府省等において判断することとするが、実施が困難なものとして想定される職員の例は以下のとおり。

- ① 交替制勤務職員等業務の性質上実施が困難な職員
- ② 育児・介護等本人の事情により実施が困難な職員
- ③ 実施することにより確実に行政サービスの低下につながる職員
- ④ 業務の繁忙期となることがあらかじめ見込まれ、実施することにより7月及び8月を通じて確実に労働時間の増加につながる職員

※③及び④については、一部期間の実施や体制上の工夫により可能な場合には実施に努める。

4 実施内容

○フレックスタイム制や年次休暇等を活用し、17時15分までに退庁予定の者を「ゆう活」実施者とし、当該職員は原則予定どおり退庁を行う。

※1 「ゆう活」実施者（17時15分までに退庁予定の者）とは、終業時刻が17時15分までに割り振られた者及び年次休暇等により17時15分までに退庁予定の者及び一日休暇予定の者とする。なお、改めて終業時刻の割り振りを早めずとも、17時15分までに終業時刻が設定されている場合も「ゆう活」実施者とする。
また、職員の業務の状況、職員の希望や負担を考慮し、強制的に実施させることがないよう十分に配慮した上で、期間中一定の日数において実施できるよう、割り振り等を行う。
なお、フレックスタイム制や年次休暇等の活用により、必ずしも出勤時間を早めなくても「ゆう活」を実施できることに留意し、強制的に朝型勤務をさせることがないよう配慮する。

※2 なお、行政サービスの低下を招かないよう、官庁執務時間（8時30分から17時まで）は変更しない。そのため、実施に当たっては、官庁執務時間中や緊急時に、組織体としての対応が可能となるよう、各部局等において工夫を行う。

※3 定時退庁が困難な日でも、可能な限り早期に退庁させるなど、職員の労働強化につながらないよう、各職場において、職員の状況に応じた運用を行う。また、これにより、全体として超過勤務が増加しないよう配慮する。

※4 プレミアムフライデーに、職員が早期退庁することができるよう、環境整備に努める。

※5 「東京2020大会の交通マネジメント推進に向けた2019年夏の試行について」における集中取組期間（7月22日（月）から8月2日（金）まで及び8月19日（月）から8月30日（金）まで）においては、当該取組の対象エリアに通勤する職員は、交通マネジメントの試行のための朝の混雑時間帯の出勤回避を優先する。ただし、当該期間においても、職員本人からの希望があれば「ゆう活」による早期退庁を妨げるものではなく、また、他の期間と同様に定時退庁に努める。

○期間中は、本府省等（霞が関等）において、原則20時以前の庁舎の消灯を励行。各府省等の幹部は、率先垂範して定時退庁を行うとともに、庁内の各フロア巡回等により、職員の早期退庁を促す。

○期間中は、「ゆう活」実施の職員が超過勤務をすることのないよう、政府全体で、原則16時以降には会議や作業依頼等を行わないこと、超過勤務を前提とした短期間の締切設定を行わないこと等の取組を徹底する。また、お盆期間（8月13日から15日まで）における会議や作業依頼等を自粛する。

○「ゆう活」実施結果及びその効果等をフォローアップする。

○「ゆう活」の前提として、業務削減、業務効率化等働き方改革が不可欠であることを周知徹底し、具体的な取組を推進し、超過勤務縮減を進める。